

容量市場「容量確保契約約款」に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	頁	ご意見	回答
1	10	[実効性テストの最終結果に準ずるものは、実効性テスト実施と同一年度に一般送配電事業者が指令した他の発動実績のうち、契約電源の電源等リストに登録された全ての地点が含まれた実績である必要があります]と変更されますが、これは2022年度にすでに実施された実効性テストにおいても適用される、という認識で相違ないでしょうか。 現行の容量確保契約約款の通りである場合、電源 I ' の発動実績を代用する際、属地外で落札された電源の発動実績が、実績として使用できない状況と認識しているため、その確認です。	2022年度に実施された実効性テストにおいて適用となります。